

役員、評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀鶴会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上法人の業務を行う者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 常勤理事の報酬月額については、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1の常勤役員俸給表に基づいて、各々の役職や在職年数、また、職務内容や職務執行状況等を勘案し、理事会が決定する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、賃金規程第4条の規定に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が、理事会、又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、業務の主催者等から費用弁償相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

- 2 費用弁償額は、旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。
- 3 費用弁償は、業務の都度支払う。ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

別表第1 (常勤役員俸給表)

理事長

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	200,000円	6	450,000円
2	250,000円	7	500,000円
3	300,000円	8	550,000円
4	350,000円	9	600,000円
5	400,000円	10	650,000円

理事

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	100,000円	6	350,000円
2	150,000円	7	400,000円
3	200,000円	8	450,000円
4	250,000円	9	500,000円
5	300,000円	10	550,000円

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、監事監査、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第3（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円